

署名簿提出についての注意事項

請願（陳情）を提出するにあたり、提出者が2人以上になる場合は、署名簿を提出していただくこととなっております。この署名簿を提出される際には、下記の点についてご注意ください。

① 署名者がその請願（陳情）の趣旨に賛同していることが分かるように、署名簿には「請願（陳情）の件名」、「請願（陳情）事項」を記載してください。

② 署名簿には、住所・署名（※1）または記名押印が必要となります。

※1 自筆による場合は氏名記入のみ、自筆でない場合は記名のうえ押印してください。

③ 署名するにあたっては、鉛筆や消せるボールペンなどの容易に修正ができる筆記具は使わないでください。

④ 署名簿に不備がある場合は、署名簿の提出を受け付けることができません。（※2）必ず、①～③の内容をよくご確認のうえ、押印もれや同一人物が2回署名するなどの不備がないようにご提出ください。

※2 請願（陳情）書に不備がない限り、請願（陳情）自体は受け付けますが、署名簿に不備がある場合は陳情者ほか〇名の人数に含めません。

⑤ 不備がある場合にはご連絡しますので、連絡先をお伝えください。

【問い合わせ】 稲城市議会事務局議事係 042-378-2111（内線415）